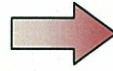


平成23年4月1日より 入院医療費の計算方法が変わります

当院は、平成23年4月1日より「DPC対象病院」に移行します。

1. 従来との違い

入院の原因となったひとつの病名
に対して入院医療費が決まります。

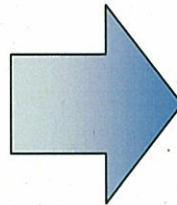


したがって、入院の治療目的以外
の病気に対する検査・レントゲン
等は、退院後にお願いする場合が
あります。

従来の計算方法

入院料
投薬料
注射料
検査料
レントゲン料
手術・リハビリ
内視鏡・放射線治療
食事料

治療ごとに計算したものの合計

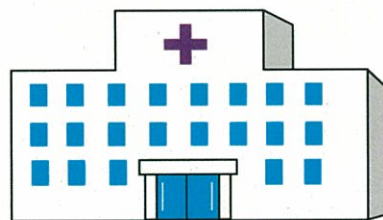


新しい計算方法(DPC)

入院料
投薬料
注射料
検査料
レントゲン料
手術・リハビリ
内視鏡・放射線治療
食事料

病名によって金額が
決まっています

入院料に
別途加算



2. 持参薬について

かかりつけの病院等で治療中の病気に対して処方されたお薬
など現在飲んでいるものがあれば、入院時に持参していただく
ようお願い申し上げます。



☆裏面の詳細情報もご覧下さい

◆DPC 対象病院となると入院医療費の計算方法が変わります

- これまでは、診療内容によってそれぞれの料金を計算して医療費を算定していた「出来高払い制度」でした。
- DPC になると、病名、手術（処置）の有無、合併する病気等によって病気を分類し、その分類ごとに原則として1日当たりの定額の医療費が決められる「包括払い方式」となります。（ただし、手術や内視鏡検査などの医師の専門的な技術料については、これまでどおり「出来高払い制度」で計算されます。）

入院医療費 = 「包括診療費」× 在院日数 + 出来高診療費

- 新しい計算方法は平成23年4月1日から入院される患者様から適応となります。
- 計算方法は変わりますが、患者様が受けられる治療や診療方針が変わるわけではありませので、ご安心ください。

◆医療費の支払い方法も少し変わります。

- 請求書の発行や、一部負担金の支払い方法、高額医療費制度の取り扱いは、従来と基本的に変わりありません。
- ただし、入院後、病状の経過や治療内容によって、分類が変更になった場合には、医療費が変動することとなるため、退院時に過不足分の調整を行うことがあります。

◆留意事項

- 平成23年3月31日以前から入院されている方は、引き続き出来高払いとなります。
- DPC は、ひとつの病名に対して入院治療を行うことを前提とした制度です。そのため、他の病気の治療や検査などを希望された場合は、退院後にお願いすることがあります。ただし、高血圧や糖尿病などの合併症の治療は継続して行います。
- 当院以外の医療機関で処方されているお薬等は、持参していただくようお願いします。
- 下記の場合は DPC 対象外となり、従来の出来高払いとなります。

- ① 自賠責保険・労災・公災保険を使用する場合
- ② 自費診療（10割）の方
- ③ 入院後24時間以内に亡くなった場合
- ④ 治験に参加されている方
- ⑤ DPC対象外病棟に入院される方（当院では亜急性期病床が対象外）
- ⑥ DPCの分類ごとに設定された入院日数を超えた患者様

☆皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

☆その他ご不明な点がございましたら、地域医療連携室 医療相談窓口までお問い合わせください。